子育て世代への支援として「孫休暇」を導入します

市では、令和５年２月に、子育て世代が子どもを“生み育てたくなる”社会を実現するための運動「ベビーファースト運動」に参画し、『笑顔としあわせ　子育てしやすいまち　みやこのじょう』を宣言しました。これまでに、子育て世代を支援する取組として実施している「３つの完全無料化」などの事業に加えて、新たに市職員の休暇制度を拡充し、孫が生まれた職員が取得できる「孫休暇」を導入します。

定年延長等に伴って増加する高齢層の職員が、孫の出産の付き添いや孫のお世話などでも休暇を取得しやすくなることで、高齢職員の子である子育て世代の負担軽減につなげることや、同様の取組が市内の民間企業にも波及することで、子どもを産み育てやすい社会の実現につながっていくことを期待するものです。

●休暇の概要

・男性が取得できる「出産補助休暇」と「育児参加のための休暇」を、「祖父母」も取得できるよう対象を拡充するものです。

休暇の種類	休暇の内容
出産補助休暇	子や子の妻の出産補助のため、出産直前から産後３週までの間に、最大２日間の特別休暇を取得できる。
育児参加のための休暇	子や子の妻が出産するにあたり、生まれた子やその上の子を世話するため、出産予定日６週間前から出産後１年の間に、最大５日間の特別休暇を取得できる。

●施行日

・令和７年４月１日

【問い合わせ】　職員課　電話 23-2119